

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修	<p>7 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行う病院又は診療所 (67,000円/月額) × 産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p>	
	事 業 費 （ 教 育	<p>8 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は診療所 (67,000円/月額) × 小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする</p>	
	指 導	<p>9 指導医養成講習会開催経費 当該年度に開催指針に基づく指導医養成講習会を開催し、かつ、1種又は2種地域に所在する病院 1,030,000円/年額</p>	
	経 費	<p>10 医師不足地域等研修支援経費 4種又は5種地域における病院 (131,000円/月額) × 1種又は2種地域の病院で研修を行う事業延月数 ただし、1人当たりの月数の上限は6月とする。</p>	
	）	<p>11 医師不足地域等の臨床研修病院の研修医確保経費 自病院が所在する地域以外において自病院のPRを行い、かつ1種又は2種地域に所在する病院 98,500円 × 実施回数 ただし、実施回数の上限は4回を限度とする。</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床研修等補助金	臨床研修事業費（教育指導経費）	<p>12 臨床研修外部指導経費</p> <p>1種又は2種地域に所在する病院が自病院以外の特定の分野に精通した指導医等を招聘し、自病院の研修医又は指導医等に指導を行った場合。</p> <p>ただし、招聘の合計期間の下限は5日以上とする。</p> <p style="text-align: right;">506,000円/年額</p> <p>◎ 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設が申請する場合</p> <p>次により算定した合計額</p> <p>ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。</p> <p>1 指導医経費</p> <p>(1) 指導医経費</p> <p>ア 1種地域及び2種地域 (67,000円/月額)×研修医延人数</p> <p>イ 3種地域 (56,000円/月額)×研修医延人数</p> <p>ウ 4種地域 (51,000円/月額)×研修医延人数</p> <p>エ 5種地域 (45,000円/月額)×研修医延人数</p> <p>ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に2,000円を加算して得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 賃金 (17,000円/月額)×研修医延人数</p> <p>2 剖検経費(1学年平均研修医数)</p> <p>大学病院にあっては、 (40,000円/年額)×研修医数</p> <p>臨床研修病院にあっては、 (95,000円/年額)×研修医数</p> <p>ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数/病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 役務費（通信運搬費）</p> <p>2 指導医にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>3 研修に必要な備品、医療機器（患者に使用するものを除く）、庁用器具（視聴覚教育機器）、図書（医学用図書雑誌）等購入</p> <p>4 需用費 医薬材料費（医学研究材料費）、印刷製本費、消耗品費</p> <p>5 臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>3 医師不足地域宿日直研修事業経費 1種又は2種地域に所在する病院又は診療所 (1) 1年次生 (100,000円/月額) × 宿日直研修事業延月数 ただし、100,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「25,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 2年次生 (67,000円/月額) × 宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>4 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行う病院又は診療所 (67,000円/月額) × 産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>5 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は診療所 (67,000円/月額) × 小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p>	<p>6 剖検経費 大学病院にあつては、消耗品費 臨床研修病院にあつては、謝金、旅費、消耗品費</p> <p>7 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当（事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ） 及 び 臨 床 研 修 支 援 事 業 （ 臨 床 研 修 支 援 経 費 ）	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ） 及 び 臨 床 研 修 支 援 事 業 （ 臨 床 研 修 支 援 経 費 ）	<p>II 歯科医師</p> <p>◎ 単独型又は管理型臨床研修施設（大学病院を含む。）</p> <p>次により算定した合計額</p> <p>ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数、事業実施研修歯科医数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。</p> <p>また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。</p> <p>1 指導歯科医経費 (57,000円/月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>2 プログラム責任者経費 次に掲げる(1)及び(2)の合計額</p> <p>(1) 基本業務</p> <p>ア 研修歯科医1~19人 979,000円/年額</p> <p>イ 研修歯科医20人~ 1,958,000円/年額</p> <p>(2) 目標達成管理 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>3 研修管理委員会経費 337,000円/年額</p> <p>4 へき地診療所研修支援経費 (27,000円/年額) × 事業実施研修歯科医数</p> <p>5 研修歯科医物件費 (4,000円/月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>6 臨床研修支援経費 (4,000円/日額) × 支援対象延日数(支援対象者1名につき年52日を限度とする。) +489,000円/年額(進路(就職)セミナーを開催する場合に限る。)</p>	<p>歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 研修管理委員会経費 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)</p> <p>2 プログラム責任者人件費 (プログラム管理に係るもの)</p> <p>3 役務費(通信運搬費)</p> <p>4 指導歯科医、プログラム責任者(研修歯科医指導分)に係る謝金、人件費、手当</p> <p>5 需用費 医薬材料費(歯科医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費、光熱水費</p> <p>6 プログラム責任者及び指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等へ出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、需用費(図書購入費、教材等材料費、消耗品費)</p> <p>7 へき地診療所の研修経費 旅費</p> <p>8 臨床研修支援事業に必要な経費で、次に掲げるもの 報償費(謝金)、旅費、人件費、手当、需用費(教材等材料費)、役務費(通信運搬費)</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ） 及 び 臨 床 研 修 支 援 事 業 （ 及 び 臨 床 研 修 支 援 経 費 ）	<p>◎ 協力型臨床研修施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延 人数には、国が開設する施設等補助対象外 の施設における研修歯科医の人数は含めな いこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内 における各月の末日に在籍する研修歯科医 数の総和であること。</p> <p>1 指導歯科医経費 (57,000円/月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>2 研修歯科医物件費 (4,000円/月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得 ること。</p>	<p>歯科医師臨床研修を行うた めに必要な次に掲げる経費</p> <p>1 役務費（通信運搬費）</p> <p>2 指導歯科医にかかる謝金、 人件費、手当</p> <p>3 需用費 医薬材料費（歯科医学研 究材料費）、印刷製本費、 消耗品費、光熱水費</p> <p>4 指導歯科医が臨床研修施 設群内の施設へ出張するた めの経費、及びより高度な 指導等を行うための情報収 集及び学会等に出席するた めに必要な経費で、次に掲 げるもの 旅費、需用費（図書購入費、 教材等材料費、消耗品費）</p>

別表12

都 名	調 整 率
東 京 都	

地域診療情報連携推進費補助金交付要綱

(通則)

- 1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省  
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地域の中心的役割を果たしている医療機関に Web 型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関においても、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにすることにより、電子カルテシステムの一層の普及を図ること及び地域における医療連携体制促進の基盤として、地方公共団体の責任の下で診療情報を電子保存する地域共同利用型データセンターを設置することにより、個々の医療機関が行っている医療情報の管理経費を軽減し、互換性の確保等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成 年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知の別紙「平成21年度地域診療情報連携推進費補助金実施要綱」に基づいて行われる次の事業を交付の対象とする。
- (1) 都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が行う Web 型電子カルテシステム導入事業。
- (2) 都道府県が行う地域共同利用型データセンター設置事業。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	(1) Web 型電子カルテシステム導入事業に必要なシステム設計・開発費、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事料を含む。） (2) 地域共同利用型データセンター設置事業に必要なシステム設計・開発費、備品購入費（取付工事料を含む。）、委託料

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管していなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、第 2 号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度 9 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6 に定める申請手続に従い、毎年度 1 月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6 若しくは 7 による申請書が到達した日から起算して原則として 1 月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告書は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 12 特別の事情により、4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

地域診療情報連携推進費補助金調書

平成 年度厚生労働省所管

(地方公共団体名 )

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付 決定額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
(項) 医療情報化等推進費 (目) 地域診療情報連携推進費補助金	円			円	円		円	円	円	円	

- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

第2号様式

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

印

平成 年度地域診療情報連携推進費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
  - (1) 平成 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本  
（当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること。）
  - (2) その他参考となる資料

経費所要額調書

(1) 所要額等

(補助事業者名 )

区 分	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引額 ((A)-(B)) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 ((D)と(E)のい ずれか少ない 方の額) (F)	国庫補助 基本額 ((C)と(F)のい ずれか少ない 方の額) (G)	国庫補助 所要額 ((G)×1/2) (H)
平成 年度地域診療情報連携 推進事業 (〇〇〇型)	円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 支出予定額内訳

(補助事業者名 )

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
	円	

地域診療情報連携推進事業計画書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業目的

3 整備の内容（〇〇〇型）

品 名	数 量	単 価	金 額	設 置 場 所
補助対象分		円	円	
小 計	—	—		—
補助対象外		円	円	
小 計	—	—		—
合 計	—	—		—

第3号様式

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

印

平成 年度地域診療情報連携推進費補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助精算額 金 円
- 2 経費精算額調書（別紙1）
- 3 事業実績報告書（別紙2）
- 4 添付書類
  - （1）平成 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本（当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること。）
  - （2）契約書の写し及び検収調書の写し
  - （3）その他参考となる資料

経費精算額調書

(I) 支出済額等

(補助事業者名 )

区 分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 ((A)-(B)) (C)	対象経費の実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	国庫補助基本額 (G)	国庫補助所要額 (H)	国庫補助交付決定額 (I)	国庫補助受入済額 (J)	差引過△不足額 (J)-(H) (K)
平成 年度地域診療情報連携推進事業 (〇〇〇型)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 支出済額内訳

(補助事業者名 )

区 分	支出済額	支 出 内 訳
	円	

地域診療情報連携推進事業実績報告書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業目的

3 整備の内容 (〇〇〇型)

品 名	数量	単 価	金 額	設 置 場 所
補助対象分		円	円	
小 計	-	-		-
補助対象外		円	円	
小 計	-	-		-
合 計	-	-		-

第4号様式

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定があった平成 年度  
地域診療情報連携推進費補助金について、地域診療情報連携推進費補助金交付要綱5  
(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は  
事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除  
税額（要国庫補助補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金  
及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱（案）

（通 則）

1. 医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保及び独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）附則第14条の規定による廃止前の国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和62年法律第106号。以下「特措法」という。）第2条から第2条の3までの規定により国から資産の譲渡を受けて開設された医療機関及び独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）から資産の譲渡（独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年政令第516号。以下「機構法施行令」という。）附則第21条第1項第1号から第3号までに掲げる要件に該当するものに限る。）を受けて開設される医療機関（以下「移譲等施設」という。）の運営に要する経費について補助することにより、移譲等施設の運営の安定化を図ること及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性の向上を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、並びに医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、診療行為に関連した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要な経費を補助することにより、死亡の因果関係及び再発防止策を総合的に検討すること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより、安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、治験拠点病院として治験環境の充実に必要な経費を補助すること等により国際競争力のある医薬品・研究開発環境を整備すること、医療機関及び市町村が行う未収金対策に必要な経費を補助することにより医療機関の経営の安定化を図ること、並びに、第三者

病院機能評価事業に係る新領域評価調査者（サーベイヤー）（以下「病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤー）」という。）の養成及び基礎的・制度的病院機能評価の研究に必要な経費を補助し、第三者病院機能評価事業の円滑な実施を支援し、安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進することを目的とする。

（交付の対象）

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

なお、以下の（１）①ア、キからサ、⑤、⑥イ、（２）及び（３）以外の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合には、必要に応じて、あらかじめ都道府県が総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。

（１）医療施設運営費等補助金

① へき地保健医療対策事業等

ア. へき地医療支援機構運営事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき都道府県が行うへき地医療支援機構の運営事業

イ. へき地医療拠点病院運営事業（へき地医療拠点病院支援システム及びへき地診療所支援システムを含む。）

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

（ア）都道府県が行うへき地医療拠点病院の運営事業

（イ）都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の運営事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. へき地診療所運営事業（へき地診療所診療支援システムを含む。）

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所（国民健康保険直営診療所を除く。）又はへき地において当該地域（へき地診療所整備基準に定める地域）唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所で実施する次の事業とする。

（ア）都道府県が行うへき地診療所の運営事業

（イ）市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行うへき地診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業

（ウ）厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所の運営事業に

対して都道府県が補助する事業

エ. へき地診療所等医師支援事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所（国民健康保険直営診療所を除く。）又はへき地において当該地域（へき地診療所整備基準に定める地域）唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所又は過疎地域等特定診療所で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うへき地診療所等医師支援事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行うへき地診療所等医師支援事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所等医師支援事業に対して都道府県が補助する事業

オ. へき地巡回診療車（船）運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地巡回診療車（船）で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う巡回診療事業

(イ) 社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う巡回診療事業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）

(ウ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、(イ)に掲げる場合を除く。）厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

(エ) 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

カ. 離島巡回診療へり運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う離島巡回診療へり運営事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う離島巡回診療へり運営事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う離島巡回診療へり運営事業に対して都道府県が補助する事業

キ. 沖縄へき地歯科診療班運営事業

沖縄県が行うへき地歯科診療班運営事業

ク. 離島歯科診療班派遣事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島歯科診療班派遣事業

ケ. へき地保健指導所運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う保健師の駐在及び保健指導事業

(イ) 市町村が行う保健師の駐在及び保健指導事業に対して都道府県が補助する事業

コ. 全国へき地医療支援センター運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、社団法人地域医療振興協会が実施する全国へき地医療支援センター運営事業

サ. へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、社団法人地域医療振興協会が実施するへき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業

② 救急医療対策事業

ア. 救急医療支援センター運営事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する救急医療支援センター運営事業

イ. 救急医療トレーニングセンター運営事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する救急医療トレーニングセンター運営事業

ウ. ドクターヘリ夜間搬送モデル事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うドクターヘリ夜間搬送モデル事業

(イ) 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行うドクターヘリ夜間搬送モデル事業

③ 国立病院等再編成医療施設運営事業

移譲等施設が行う事業とする。

④ 感染症指定医療機関運営事業

ア. 特定感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第1項の規定に基づく特定感染症指定医療機関の